様式第17の4の3(第23条の9の3関係)

1　機能に係るレートベース

項目		金額(単位：円)	備考
機能に係るレートベース			
	当該機能に係る正味固定資産		
	当該機能に係る繰延資産		
	当該機能に係る投資その他の資産		
	当該機能に係る貯蔵品		
	当該機能に係る運転資本		

注1　第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表に掲げる機能ごと(同表1の項ロに定める機能にあつては、同条第2項各号に掲げる部分ごと(同項第3号に掲げる部分について、SIMカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合にあつては、SIMカードの種類ごと))に作成すること(同条第1項の表1の項ロに掲げる機能の同条第2項第3号に掲げる部分の接続料にあつては、同令第13条第6項により算定する場合を除く。)。また、将来原価方式対象機能(第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第2項に規定する将来原価方式対象機能をいう。)については、様式第17の4の6(役務別指定設備帰属明細表)及び様式第17の4の7(機能別運転資本計算表)により算定された実績値及び三事業年度分の予測値ごとに「金額」の欄を分けてそれぞれ記載すること。

2　「当該機能に係る正味固定資産」の項には、様式第17の4の6(役務別指定設備帰属明細表)により算定された額を記載すること。

3　「当該機能に係る運転資本」の項には、様式第17の4の7(機能別運転資本計算表)により算定された額を記載すること。

4　第二種指定電気通信設備接続料規則第16条第1項の規定に基づき接続料を設定する場合は、「当該機能に係る運転資本」の項を同項の承認を受けた第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者ごとに分けて作成すること。

2　資本構成比

貸借対照表の額	基礎事業年度の貸借対照表の額(期首値)	基礎事業年度の貸借対照表の額(期末値)	平均値
負債の額			
純資産の額			
合計額			

他人資本比率	
自己資本比率	

注　基礎事業年度は、第二種指定電気通信設備接続料規則第17条第2項に規定する基礎事業年度をいう。

3　他人資本費用

項目			数値 （単位：円又はパーセント）	備考
他人資本費用				
	機能に係るレートベース			
	他人資本比率			
	他人資本利子率			
		有利子負債に対する利子率		
		有利子負債以外の負債に対する利子相当率		

注1　第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表に掲げる機能ごと(同表1の項ロに定める機能にあつては、同条第2項各号に掲げる部分ごと(同項第3号に掲げる部分について、SIMカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合にあつては、SIMカードの種類ごと))に作成すること(同条第1項の表1の項ロに掲げる機能の同条第2項第3号に掲げる部分の接続料にあつては、同令第13条第6項により算定する場合を除く。)。また、将来原価方式対象機能(第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第2項に規定する将来原価方式対象機能をいう。)については、1(機能に係るレートベース)により算定された実績値及び三事業年度分の予測値ごとに「数値」の欄を分けてそれぞれ記載すること。

2　「機能に係るレートベース」の項には、1(機能に係るレートベース)により算定された値を用いること。

3　「他人資本比率」の項には、2(資本構成比)により算定された値を用いること。

4　「有利子負債に対する利子率」の項には、5(有利子負債に対する利子率)により算定された値を用いること。

5　「有利子負債以外の負債に対する利子相当率」の項には、第二種指定電気通信設備接続料規則第8条第9項の総務大臣が別に告示する値を用いること。

4　有利子負債・有利子負債以外の負債構成比

負債の勘定科目	基礎事業年度の期首値	基礎事業年度の期末値	平均値		
有利子負債に該当する勘定科目					
				有利子負債比率	
有利子負債の合計額					
有利子負債以外の負債に該当する勘定科目					
				有利子負債以外の負債比率	
有利子負債以外の負債の合計額					
合計額					

注1　「有利子負債に該当する勘定科目」及び「有利子負債以外の負債に該当する勘定科目」の項は、必要に応じ、適宜増減すること。

2　基礎事業年度は、第二種指定電気通信設備接続料規則第17条第2項に規定する基礎事業年度をいう。

5　有利子負債に対する利子率

損益計算書上の勘定科目	基礎事業年度の損益計算書の額
合計	

貸借対照表上の勘定科目	基礎事業年度の貸借対照表の額(期首値)	基礎事業年度の貸借対照表の額(期末値)	平均値
合計			

有利子負債に対する利子率	

注1　「損益計算書上の勘定科目」の欄は、営業外費用の勘定科目に限る。

2　「貸借対照表上の勘定科目」の欄は、有利子負債に該当する勘定科目に限る。

3　「損益計算書上の勘定科目」及び「貸借対照表上の勘定科目」の項は、必要に応じ、適宜増減すること。

4　基礎事業年度は、第二種指定電気通信設備接続料規則第17条第2項に規定する基礎事業年度をいう。

6　自己資本費用

項目		数値 (単位：円又はパーセント)	備考
自己資本費用			
	機能に係るレートベース		
	自己資本比率		
	自己資本利益率		

注1　第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表に掲げる機能ごと(同表1の項ロに定める機能にあつては、同条第2項各号に掲げる部分ごと(同項第3号に掲げる部分について、SIMカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合にあつては、SIMカードの種類ごと))に作成すること(同条第1項の表1の項ロに掲げる機能の同条第2項第3号に掲げる部分の接続料にあつては、同令第13条第6項により算定する場合を除く。)。また、将来原価方式対象機能(第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第2項に規定する将来原価方式対象機能をいう。)については、1(機能に係るレートベース)により算定された実績値及び三事業年度分の予測値ごとに「数値」の欄を分けてそれぞれ記載すること。

2　「機能に係るレートベース」の項には、1(機能に係るレートベース)により算定された値を用いること。

3　「自己資本比率」の項には、2(資本構成比)により算定された値を用いること。

4　「自己資本利益率」の項には、7(自己資本利益率)により算定された値を用いること。

7　自己資本利益率

	基礎事業年度の前々事業年度の自己資本利益率	基礎事業年度の前事業年度の自己資本利益率	基礎事業年度の自己資本利益率	過去三期平均値
リスクの低い金融商品の平均金利				
β				
主要企業の平均自己資本利益率－リスクの低い金融商品の平均金利				
自己資本利益率				

注1　「リスクの低い金融商品の平均金利」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第9条第3項に規定するものをいう。

2　「β」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第9条第4項に規定するものをいう。

3　「主要企業の平均自己資本利益率－リスクの低い金融商品の平均金利」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第9条第3項に規定するものをいう。

4　基礎事業年度は、第二種指定電気通信設備接続料規則第17条第2項に規定する基礎事業年度をいう。

8　削除

9　利益対応税

項目		数値 (単位：円又はパーセント)	備考
利益対応税			
	自己資本費用		
	利益対応税率		
	機能に係るレートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債比率×利子相当率		

注1　第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表に掲げる機能ごと(同表1の項ロに定める機能にあつては、同条第2項各号に掲げる部分ごと(同項第3号に掲げる部分について、SIMカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合にあつては、SIMカードの種類ごと))に作成すること(同条第1項の表1の項ロに掲げる機能の同条第2項第3号に掲げる部分の接続料にあつては、同令第13条第6項により算定する場合を除く。)。また、将来原価方式対象機能(第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第2項に規定する将来原価方式対象機能をいう。)については、1(機能に係るレートベース)及び6(自己資本費用)により算定された実績値及び三事業年度分の予測値ごとに「数値」の欄を分けてそれぞれ記載すること。

2　「自己資本費用」の項には6(自己資本費用)により算定された値を用いること。

3　「機能に係るレートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債比率×利子相当率」の項のうち、「機能に係るレートベース」については、1(機能に係るレートベース)により算定された値を用いること。

10　利益対応税率

利益対応税率の算定式	
利益対応税率の算定式に代入する入力値(税率等)	
利益対応税率	

注1　「利益対応税率の算定式」の項には、検証可能な形で算定式を示すこと。

2　「利益対応税率の算定式に代入する入力値(税率等)」の項は、必要に応じ、適宜増減すること。

11　利潤

項目		数値(単位：円)	備考
利潤			
	他人資本費用		
	自己資本費用		
	利益対応税		

注1　第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表に掲げる機能ごと(同表1の項ロに定める機能にあつては、同条第2項各号に掲げる部分ごと(同項第3号に掲げる部分について、SIMカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合にあつては、SIMカードの種類ごと))に作成すること(同条第1項の表1の項ロに掲げる機能の同条第2項第3号に掲げる部分の接続料にあつては、同令第13条第6項により算定する場合を除く。)。また、将来原価方式対象機能(第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第2項に規定する将来原価方式対象機能をいう。)については、3(他人資本費用)、6(自己資本費用)及び9(利益対応税)により算定された実績値及び三事業年度分の予測値ごとに「数値」の欄を分けてそれぞれ記載すること。

2　「他人資本費用」、「自己資本費用」及び「利益対応税」の項には、それぞれ、3(他人資本費用)、6(自己資本費用)及び9(利益対応税)により算定された値を用いること。

12　第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第6項により算定する接続料の利潤

項目	数値	備考
運転資本(単位：円)		
データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の算定における利潤(単位：円)		
データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の算定におけるレートベース(単位：円)		
データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の算定における利潤をレートベースで除したもの		
利潤(単位：円)		

注1　第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第6項により接続料を算定する場合に作成すること。

2　各項目のうち実績値及び三事業年度分の予測値を算定しているものについては、実績値を用いること。

3　「運転資本」の項には、様式第17の4の7(レートベースの運転資本の算定)により算定された額を記載すること。

4　SIMカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合は、当該種類ごとに、「数値」の欄を分けて記載すること。